

平成29年度事業計画大綱

1. 基本理念

『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中核団体として、お互いに支え合う安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに関係団体等との協働による『おだがいさまのまちづくり』を推進します。

- 一 みんなで支え合い、人にやさしいまちをつくります
- 二 誰もが自分らしく暮らすための福祉サービスに努めます
- 三 人を大切にし、やりがいのもてる職場を目指します

2. 基本方針

地域の福祉を取り巻く状況は、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の一層の増加、また、社会的孤立、引きこもり、生活困窮、高齢者・障がい者・児童に対する虐待など様々な地域課題、生活課題が多様化、深刻化してきており、地域の福祉力への期待はますます高まっています。

29年度は、社会福祉法に定められた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（第109条）として、社会福祉に関する「協議会」であるという原点を踏まえながら、住民の具体的な地域課題、生活課題を受け止め、地域福祉活動推進部門、高齢・障がい等相談支援部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり、個別支援と地域づくりに取り組む社協（総合支援型社協）を目指します。同時に、28年4月1日に施行された社会福祉法の一部改正を受け、社会福祉法人を取り巻く急激な環境変化への対応を進めながら、法人として円滑で強固な組織体制と組織運営の基盤整備に努めます。また、事業運営については、29年度も依然として事業収入の伸びが期待できず、厳しい経営環境になるものと予想されるため、限られた財源で個々の事業を一層効率的に推進し、安定的な経営に努めます。

社会福祉協議会の根幹である地域福祉の推進については、地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2015」（2年次）に基づいた取組を進め、特に地域福祉を進める新たな仕組みづくり、また、個別支援と地域づくりを両輪として福祉コミュニティの構築に努めます。

高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業の推進については、「第二期 事業経営計画」（2年次）に盛り込まれた取組を計画的に実施しながら、高齢者・障がい者サービスの更なる充実に努めます。また、30年度に同時改定となる介護保険報酬、障害福祉サービス報酬の見直しの動向を見据え、必要な対応を図っていきます。

児童福祉事業については、「発展・強化計画（第2期）」（2年次）に基づいた取組を進め、地域における子どもの健全育成を視念に、保育園、児童館、学童保育所それぞれの運営の更なる充実に努めます。また、地域における子育て状況から見えてくる新たなニーズを踏まえた事業展開を目指します。

社会福祉法人制度改革を受けて、4つの改正ポイントである経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組について、制度本格施行1年目の事務事業を着実に進めます。

3. 重点事業

(1) 地域福祉活動計画と地域支え合いプランの計画的な実施

地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」における、住民主体による地域福祉活動、災害時のボランティア活動、コミュニティソーシャルワーク実践を充実するための仕組みや体制整備、社会福祉法人が行う地域貢献活動への支援等について継続的に取り組むとともに、各福祉センターで策定した「地域支え合いプラン」を地域の関係団体等と協力して計画的に実施します。

(2) 自立相談支援事業と権利擁護活動の推進

鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」を拠点に、関係機関とのネットワークを生かしながら社会的孤立者や生活困窮者への相談、支援の更なる充実に努め、また、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等と協力しながら、権利擁護活動及び成年後見制度の啓発活動を進めます。

(3) 高齢者福祉、障がい者福祉事業の安定的な運営

「第二期 事業経営計画」に基づき計画的に事業を推進するとともに、高齢者、障がい者サービスの更なる充実と、29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」の安定した事業運営に努めます。また、地域ニーズに即した新たな事業の検討を行い、各施設における更なる地域貢献活動の展開を進めます。

新たに、「はちもり」の施設機能を活用した「産後母子ケア事業（仮称）」を市委託事業として実施します。

(4) 子育て支援、子どもの健全育成の充実

保育園、児童館、学童保育所（放課後児童健全育成事業）の事業運営については、特に事務管理の効率化、リスクマネジメント体制の強化を進めながら、引き続き事業の充実に努めます。また、児童福祉施設における地域貢献活動を進めます。

(5) 法人運営の充実・強化と社会福祉法人制度改革への対応

「発展・強化計画（第2期）」において、「法人組織運営と組織体制の強化」として位置付けた各種取組を進めながら組織強化に努めます。同時に、社会福祉法人制度改革についての的確な事務事業を進め、特に理事会、評議員会の運営、会計監査人の設置を通じての経営組織のガバナンスの強化を進めます。さらに、地域における公益的な取組として、新たな福祉サービスの展開について、地域福祉活動計画並びに事業経営計画と連動しながら進めます。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けた体制整備

国が提唱する「我が事・丸ごと地域共生社会」の工程を注視しながら、その中で社会福祉協議会が果たす役割とその体制整備に向けた検討を進めます。